



2026年 10月ご使用分から 水道料金を改定します。

これからも安全で安心な水を安定してお届けするため、水道料金を見直します。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、今回の料金改定では、下水道使用料の変更はありません。

どうして料金改定が必要なの？

水道事業は、皆さまにお支払いいただく水道料金により支えられています。

これまで、東日本大震災や水害、新型コロナウイルス感染症など多くの災害に直面してきましたが、皆さまの生活の安定のため、水道料金を据え置きしてきました。しかし、人口減少に伴う料金収入の減少や老朽化した施設の更新費用の増加などにより、事業経営はより厳しさを増しています。今後も安全で安心な水を安定してお届けするため、水道料金の改定が必要となりました。

どのように変わるの？

- ① 家事用や営業用など用途ごとに異なっていた基本料金を、メーター口径ごとに同一料金とします。これにより、用途にかかわらずメーター口径により同一の基本料金となり、公平な負担となります。
- ② 用途ごとに異なっていた従量料金の単価を統一し、その料金を2段階にします。これにより、用途にかかわらず、使用水量に応じた料金負担となります。また、使用水量が2か月分で20㎡以下の単価を低く設定し、急激な負担増とならないように設定しました。
- ③ これまで基本料金には、基本水量(家事用の場合、2か月で20㎡)が含まれており、この水量以内は同じ料金でした。これを廃止し、1㎡から、使用水量に応じて料金を負担いただきます。

いつから変わるの？

2026年10月使用分から新料金が適用されます。新料金での請求は、使用期間のすべてが10月1日以降となる、偶数月検針の方は2027年1月請求分から、奇数月検針の方は2027年2月請求分からです。

10月1日改定						
検針月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
偶数月	10月検針(11月請求)					
	旧料金		12月検針(1月請求) 新料金			
奇数月	11月検針(12月請求)					
	旧料金		1月検針(2月請求) 新料金			

※9月30日以前から継続使用の方は、12月又は1月の検針分から新料金が適用されます。
10月1日以降に使用を開始した方は、初回検針時から新料金が適用されます。

料金改定後の水道料金は？

新料金表

2か月・税込

※水道料金は2か月ごとにお支払いいただいています。

メーター口径	基本料金	従量料金(1㎡あたり)	
		1～20㎡	21㎡～
13ミリ	3,344円	33円	330円
20ミリ	3,696円		
25ミリ	5,324円		
30ミリ	5,940円		
40ミリ	6,952円		
50ミリ	9,130円		
75ミリ	14,278円		
100ミリ	21,252円		

料金の計算方法

水道料金は、基本料金＋従量料金([単価×該当水量]の合計)で求めることができます。
メーター口径と使用量は検針時に配付する「上下水道使用水量・料金のお知らせ」で確認できます。

口径20ミリ、2か月で使用量34㎡の場合

- ① 基本料金 3,696円
- ② 従量料金 5,280円
- 1～20㎡ 単価33円×20㎡=660円
- 21～34㎡ 単価330円×14㎡=4,620円
- 5,280円

水道料金合計(①+②)

8,976円

※下水道使用料は別途かかります。

上下水道使用水量・料金のお知らせ				
須賀川 太郎 様				
個人番号		用途		
お客さま番号		メーター口径	口径	20 mm
請求年月				
使用期間				
今回指針				234 ㎡
前回指針				200 ㎡
旧メーター水量				㎡
上水道使用水量		使用水量		34 ㎡
下水道使用水量(人員)				
請求予定	上水道	計量栓料金		6276 円
	下水道	メーター使用料		286 円
		うち消費税相当額		656 円
		水道料金(改定前)		

10月1日から水道加入金、給水装置工事の設計審査手数料や工事検査手数料なども改定となります。改定の詳細、新料金の自動計算フォームや早見表は上下水道ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

須賀川市上下水道部経営課（0248-88-9158：上下水道部庁舎）
※個人情報保護の観点から、電話での契約内容に関するお問い合わせにはお答えできません。

上下水道
ホームページ

